

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

乗組員による自主点検記録の書式

改正対象

鋼船規則検査要領 B 編

改正理由

IMO 総会決議 A.1049(27) (2011 ESP コード) には、ばら積貨物船及びタンカーに対する検査強化プログラム (Enhanced Survey Programme) に関する要件が規定されており、本会の鋼船規則 B 編に取入れられている。

同決議及びそれに対応する IACS 統一規則 Z10 シリーズにおいては、「乗組員による自主点検記録」を船上に保持すべき図書の 1 つとして規定しており、その書式サンプルも掲載されている。

これまで、上記書式サンプルは規則に掲載されていなかったが、今般、Z10.3 (危険化学品ばら積船) が書式サンプルを参照するよう改正されたことに伴い、本会規則にも「乗組員による自主点検記録」の書式サンプルを掲載すべく、関連規定を改める。併せて、検査計画調査票及び受検要領書に関する要件の見直しを行う。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) IACS 統一規則 Z10 シリーズに掲載されている「乗組員による自主点検記録」の書式サンプルを掲載する。
- (2) 検査強化プログラム適用船に提出が要求される検査計画調査票及び受検要領書に関する要件の見直しを行う。

施行及び適用

2024 年 7 月 1 日以降に開始される検査に適用

ID: DH23-09

「乗組員による自主点検記録の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.4 検査の準備その他 B1.4.2 検査準備 -6. 検査員が有効に利用できるように、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）には、次に示す書類を本船上に保管しておくこと。総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船には、少なくとも次の (1) 及び (3) の書類を本船上に保管しておくこと。 (1) 検査記録書 (2) 状態評価報告書。作成される言語が英語でない場合、英語の翻訳を含めること。（規則 CSR-B 編 又は CSR-B&T 編 が適用されるばら積貨物船並びに油タンカーにあつては、 B5.2.6-6.(6) を参照。） (3) 板厚計測記録 (4) 船体主要構造図（規則 CSR-B 編 、 CSR-T 編 又は CSR-B&T 編 が適用される船舶にあつては、構造図に建造板厚及び切替え板厚を記載すること。また、任意の追加板厚がある場合には、明確に区別できるよう記載すること。さらに、本船上に保管される中央横断面図には、全ての貨物倉又は貨物油タンクの横断面に対して、適用規則に応じ、規則 CSR-B 編 13 章 2 節 1.4 、 CSR-T 編 12 節 1.5 又は CSR-B&T 編 1 編 13 章 2 節 2.2 に規定されるハルガーダの最小許容断面特性を記載すること。）	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.4 検査の準備その他 B1.4.2 検査準備 -6. 検査員が有効に利用できるように、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）には、次に示す書類を本船上に保管しておくこと。総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船には、少なくとも次の (1) 及び (3) の書類を本船上に保管しておくこと。 (1) 検査記録書 (2) 状態評価報告書。作成される言語が英語でない場合、英語の翻訳を含めること。（規則 CSR-B 編 又は CSR-B&T 編 が適用されるばら積貨物船並びに油タンカーにあつては、 B5.2.6-6.(6) を参照。） (3) 板厚計測記録 (4) 船体主要構造図（規則 CSR-B 編 、 CSR-T 編 又は CSR-B&T 編 が適用される船舶にあつては、構造図に建造板厚及び切替え板厚を記載すること。また、任意の追加板厚がある場合には、明確に区別できるよう記載すること。さらに、本船上に保管される中央横断面図には、全ての貨物倉又は貨物油タンクの横断面に対して、適用規則に応じ、規則 CSR-B 編 13 章 2 節 1.4 、 CSR-T 編 12 節 1.5 又は CSR-B&T 編 1 編 13 章 2 節 2.2 に規定されるハルガーダの最小許容断面特性を記載すること。）	

「乗組員による自主点検記録の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
(5) 貨物及びバラストの積載の記録 (6) 以前の修理の履歴 (7) 自主点検記録（構造的劣化の概要，隔壁及び管の漏洩，塗装又は防食措置の状態を含む。<u>書式例 B1-1 参照。ただし，書式については B1-1 に示すもの以外を使用しても差し支えない。</u>） (8) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては，イナータガス装置の使用記録及びタンク洗浄の記録 (9) 「疑わしい箇所」がある場合，「疑わしい箇所」を特定するための資料 なお，規則 B 編 1.4.2-2.でいう，「国際航海に従事しない船舶であつて，船級符号に “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” 等を付記して登録される航路制限のある船舶」については，(2)の書類の保管を省略することができる。 -7. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書の作成に先立ち，次の(1)から(6)に示す内容を含んだ検査計画調査票を本会に提出すること。 (1) 本船の要目 (2) 精密検査及び板厚計測に用いる交通装置 (3) 船体構造に関する自主点検記録 (4) Port State Control 検査報告書に関する構造欠陥の指摘事項 (5) 安全管理システムの船体構造に関する不適合事項及び是正措置 (6) 板厚計測会社及び承認番号 -8. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書は，次の(1)から(15)に示す内容を含めること。受検要領書は，検査開始前に検査申込者及び検査員との間で同意されること。	(5) 貨物及びバラストの積載の記録 (6) 以前の修理の履歴 (7) 自主点検記録（構造的劣化の概要，隔壁及び管の漏洩，塗装又は防食措置の状態を含む） (8) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては，イナータガス装置の使用記録及びタンク洗浄の記録 (9) 「疑わしい箇所」がある場合，「疑わしい箇所」を特定するための資料 なお，規則 B 編 1.4.2-2.でいう，「国際航海に従事しない船舶であつて，船級符号に “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” 等を付記して登録される航路制限のある船舶」については，(2)の書類の保管を省略することができる。 -7. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書の作成に先立ち，<u>油タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及びばら積貨物船にあつては，次の(1)から(6)に示す内容を含んだ検査計画調査票を本会に提出すること。</u> (1) 本船の要目 (2) 精密検査及び板厚計測に用いる交通装置 (3) 船体構造に関する自主点検記録 <u>（前-6.(7)の資料）</u> (4) Port State Control 検査報告書に関する構造欠陥の指摘事項 (5) 安全管理システムの船体構造に関する不適合事項及び是正措置 (6) 板厚計測会社及び承認番号 -8. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書を提出する際には，<u>前-6.に示す資料の写しを添付すること。また，受検要領書には，次の(1)から(8)に示す内容を，油タンカー，危険化学品ば</u>	

「乗組員による自主点検記録の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
(1) 本船の要目 (2) タンク／貨物倉等の配置 (3) 検査対象タンク又は区画とそれらの防食の仕様及び現状 (4) 精密検査の対象区画及び対象範囲 (5) 板厚計測の対象区画及び対象範囲 (6) 圧力試験の対象タンク（危険化学品ばら積船にあっては、管装置を含む。） (7) 検査時の安全措置（交通装置を含む。） (8) 検査に使用する機器 (9) 船体構造部材の許容衰耗量に関する資料 (10) 板厚計測会社（検査計画調査票から変更があった場合） (11) 損傷及び修理履歴書 (12) 以前の検査によって認められた著しい腐食の箇所 (13) 構造上重要な箇所及び疑わしい箇所に関する資料（情報が利用可能である場合） (14) 船体主要構造図 (15) 前-7.に示す検査計画調査票 (削除)	<u>ら積船（一体型タンクを有するもの）及びばら積貨物船にあっては、(1)から(8)に加えて次の(9)から(16)に示す内容を含めること。受検要領書は、検査開始前に検査申込者及び検査員との間で同意されること。</u> (1) 本船の要目 (2) タンク／貨物倉等の配置図 (3) 検査対象タンク又は区画とそれらの防食の仕様及び現状 (4) 精密検査の対象区画及び対象範囲 (5) 板厚計測の対象区画及び対象範囲 (6) 圧力試験の対象タンク（危険化学品ばら積船にあっては、管装置を含む。） (7) 検査時の安全措置（交通装置を含む。） (8) 検査に使用する機器 (9) 船体構造部材の許容衰耗量に関する資料 (10) 板厚計測会社（検査計画調査票から変更があった場合） (11) 損傷及び修理履歴書 (12) 以前の検査によって認められた著しい腐食の箇所 (13) 構造上重要な箇所及び疑わしい箇所に関する資料（情報が利用可能である場合） (14) 船体主要構造図 (15) 前-7.に示す検査計画調査票 <u>(16) 中間検査の場合、前回定期検査の受検要領書</u>	(削除)

「乗組員による自主点検記録の書式」 新旧対照表

新	旧	備考																																																
<u>書式例 B1-1</u> 乗組員による自主点検記録 船体構造の状態 船名: 対象タンク又はホールド: 鋼材の材質: 甲板: 船側: 船底: 縦隔壁: 横隔壁: <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">現象</th> <th style="width: 10%;">亀裂</th> <th style="width: 10%;">座屈</th> <th style="width: 10%;">腐食</th> <th style="width: 10%;">塗装状態</th> <th style="width: 10%;">孔食</th> <th style="width: 10%;">修理/改造</th> <th style="width: 10%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>甲板</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船底</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船側</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦隔壁</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>横隔壁</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 修理が実施された経緯: 板厚計測実施日: 全般的な結果: 期日を過ぎた検査項目: 船級指定事項: コメント: 点検実施日: 点検実施者: 署名:		現象	亀裂	座屈	腐食	塗装状態	孔食	修理/改造	その他	甲板								船底								船側								縦隔壁								横隔壁								(新規)
現象	亀裂	座屈	腐食	塗装状態	孔食	修理/改造	その他																																											
甲板																																																		
船底																																																		
船側																																																		
縦隔壁																																																		
横隔壁																																																		

「乗組員による自主点検記録の書式」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この達は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前に開始された検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。		